

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 広島県広島市中区上八丁堀 4 番 1 号
（名称） 株式会社アーバンコーポレイション

上記被審人に対する平成 20 事務年度（判）第 8 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第 185 条の 6 の規定により審判長審判官蛭川明彦、審判官城處琢也、同向井志穂から提出された決定案に基づき、法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 1 0 8 1 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 2 1 年 1 月 2 9 日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法第 178 条第 1 項第 2 号に掲げる事実

被審人は、広島県広島市中区上八丁堀 4 番 1 号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所市場第一部に上場されていた会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

平成 20 年 6 月 30 日、第三者割当の方法による 2010 年満期転換社債型新株予約権付社債（以下「新株予約権付社債」という。）の発行により払込みを受ける金銭（発行諸費用を除く。以下「調達資金」という。）の使途につき、真実は、調達資金の全額を、

スワップ契約（平成 20 年 6 月 26 日に締結した VWAP Swap Transaction 1 及び平成 20 年 7 月 8 日に締結した VWAP Swap

Transaction 2 をいう。以下同じ。) に基づき新株予約権付社債の割当先に支払い、他方において、スワップ契約に基づく当該割当先からの受領金(以下「受領金」という。)を被審人の債務の返済に使用していく予定であり、また、受領金の総額は被審人の発行する株式の株価等によって変動する契約であって、当該株価が下落した場合などには割当先に対して支払った額に満たない可能性があるため、新株予約権付社債の発行による調達資金の全額が債務の返済に使用可能とは断定できず、かつ、受領金は分割して支払われ、その支払い時期も当該株価等に影響されるため不確定であることから、新株予約権付社債の払込みと同時に、調達資金の全額を被審人の債務の返済に使用することはできなかつたのであるから、

被審人の第18期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書の重要な後発事象の注記における「第三者割当による2010年満期転換社債型新株予約権付社債の発行について」の欄には、調達資金の全額をスワップ契約に基づく支払いに充てること、及び、受領金を被審人の債務の返済に使用する予定であるが、いつ、いくらを使用することができるかは不確定であることを、投資家が自ら推察し、投資判断ができる程度までスワップ契約の内容を引用して記載すべきであったにもかかわらず、

当該欄に資金の使途として「債務の返済」と記載した有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出したものである。

(2) 法令の適用

法第172条の2第1項、第24条第1項本文、第176条第2項

(3) 課徴金の計算の基礎

法第172条の2第1項の規定により、被審人の第18期事業年度の連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（10,817,774円）

が、

② 3,000,000円

を超えることから、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて、10,810,000円となる。

平成20年11月28日

金融庁長官 佐藤 隆文